

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69">http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69</a>

執行機関名 南相馬市教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資金の貸与に関する法律による就学支援金の支援に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市育英資金貸付条例(平成18年南相馬市条例第187号)による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2法によらない事務 第30の項 南相馬市育英資金貸付条例(平成18年南相馬市条例第187号)による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年六月十八日号外法律第九十四号)第三条	南相馬市育英資金貸付条例(平成18年南相馬市条例第187号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、 <u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u> の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>南相馬市出身の学生又は生徒であって、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金を貸付けし、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とする。</u>

⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市育英資金貸付条例(平成18年南相馬市条例第187号) 南相馬市育英資金貸付条例施行規則(平成18年教育委員会規則第18号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	南相馬市育英資金貸付条例(平成18年南相馬市条例第187号)第2条 南相馬市育英資金貸付条例施行規則(平成18年教育委員会規則第18号)第2条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条 第一項の学資金の貸与の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市育英資金貸付条例施行規則第2条による申請の受理、その申請の事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 二	南相馬市育英資金貸付条例施行規則(平成18年教育委員会規則第18号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報	申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	南相馬市育英資金貸付条例施行規則(平成18年教育委員会規則第18号)第4条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条 第一項の学資金の貸与の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市育英資金貸付条例施行規則第4条により提出される誓約書の受理、その誓約書に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 二	南相馬市育英資金貸付条例施行規則(平成18年教育委員会規則第18号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該誓約書に記載された親権者以外の連帯保証人に係る市町村民税に関する情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	南相馬市育英資金貸付条例施行規則(平成18年教育委員会規則第18号)第4条、第8条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資金の貸与の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市育英資金貸付条例施行規則第4条、第8条による連帯保証人の変更についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 二	南相馬市育英資金貸付条例施行規則(平成18年教育委員会規則第18号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該連帯保証人に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--